

各省庁の自殺対策の取組状況

- 1 . 「自殺予防に向けての政府の総合的な対策」の事業について（平成18年度）
- 2 . 「自殺予防に向けての政府の総合的な対策」以外の取組について（平成18年度）

自殺予防に向けての政府の総合的な対策について

自殺対策関係省庁連絡会議

自殺の実態解明・予防のための正しい理解の普及・啓発

- 自殺の実態、要因の多角的分析
- 自殺に関連の深いうつ病の病態解明、効果的な自殺予防の研究
- 自殺予防総合対策センター（仮称）（厚生労働省国立精神・神経センターに18年度設置予定）の活用

相談体制の充実

- ライフステージ別
 - ・ 児童生徒、労働者等、高齢者に対するそれぞれの相談体制等の充実
- 地域
 - ・ 保健所、精神保健センター等による相談の充実等
 - ・ 法的なトラブル解決への道案内を受けられる体制づくり
 - ・ 商工会・会議所等を通じた相談事業の充実、正しい知識の普及
 - ・ 農山漁村における高齢者が生きがいを発揮できる農業環境・生活環境づくり
- 相談員の資質の向上

自殺未遂者・自殺遺族等のケア

- 自殺未遂者のフォローアップ体制の充実、自殺未遂者が再自殺防止対策の推進
- 自殺遺族等に対するケアのあり方の検討、自殺遺児ケアの充実

各種の自殺予防対策の充実

- インターネット上の違法・有害情報対策 = プロバイダ等の自主的措置の支援策、フィルタリングソフトの普及
- 中小企業の再生及び中小企業金融セーフティネット対策の推進
- 自殺報道に関する諸外国のガイドライン等の収集・分析

- 関係省庁の連携
- 都道府県等における連携体制の構築
- 自立的・中立的民間団体への育成
- 具体的な自殺相談に対して関係機関の連絡・調整ができる

（当面の目標）
今後10年間で自殺者数を急増以前の水準に

自殺予防に向けての政府の総合的な対策について

平成17年12月26日
自殺対策関係省庁連絡会議

我が国における自殺の死亡者数は平成9年まで2万5千人前後で推移していたが、平成10年に3万人を超え以後その水準で推移している。自殺者数が増加し、減少していないことに関しては、健康問題、経済・生活問題、家庭問題の他、人生観・価値観や地域・職場のあり方の変化など様々な社会的要因が複雑に関係しているとされており、自殺予防対策を推進していくに当たっては、多角的な検討と包括的な対策が必要になる。

こうした状況を踏まえて、平成17年7月には参議院厚生労働委員会において「自殺に関する総合対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議」がなされた。政府においても自殺問題を喫緊の課題として総合的な対策を推進するため、自殺対策関係省庁連絡会議の場において、検討しているところであるが、今般、関係省庁が連携して、以下のとおり、対策を取りまとめた。今後とも、関係省庁が一体となってこの問題に取り組んでいく。

1. 自殺の実態分析の推進

統計調査等から得られたデータ（自殺者数、自殺率、原因・動機、手段等）を分析するとともに、予防対策に向けた必要な情報の不備を補完するための新たな調査を検討するなど、関係省庁の協力も得て、自殺の実態や要因の分析を社会的要因も含め多角的に進める。（厚生労働省）
自殺予防における対象、方法などの介入ポイントを明確化し、地域における自殺率（人口10万人あたりの自殺者数）を減少させるための対応方法の研究を推進する。（厚生労働省）
自殺と関連の強いと言われるうつ病等の精神疾患について、病態解明や治療法の開発などを推進する。（厚生労働省）

2. 自殺予防に関する正しい理解の普及・啓発

国立精神・神経センター精神保健研究所に設置予定の自殺予防総合対策センター（仮称）等を活用し、国民に対する正しい知識の普及啓発を強化するとともに、一般向けの自殺に関する情報や行政担当者等向けの自殺予防対策に関する情報の提供を拡充する。（厚生労働省）

3. 相談体制等の充実

(1) ライフステージ別の対策

児童生徒

学校において、体験活動を活用するなどして、児童生徒が命の大切さを実感できる教育を推進するとともに、スクールカウンセラーや、こども

と親の相談員の配置などを行い、相談体制の充実を図る。(文部科学省)
児童生徒の自殺の特徴や傾向などを分析しながら、自殺予防の取組の在り方について調査研究を行う。(文部科学省)

子どもの心の問題に対応できる医師等の養成を推進する。(厚生労働省)

労働者等

労働者に対するメンタルヘルスについての正しい知識の普及を推進するとともに、相談事業の充実を図る。(厚生労働省)

事業場におけるメンタルヘルス対策についての指針を公表し、その普及啓発を図るとともに、事業場に対する支援を実施する等事業場内における対策の充実を推進する。(厚生労働省)

失業者に対して早期再就職支援等の各種雇用対策を推進するとともに、ハローワーク等の窓口においてきめ細かな職業相談を実施するほか、失業に直面した際に生ずる心の悩み相談など様々な生活上の問題に関する相談に対応する。(厚生労働省)

高齢者

うつ状態にある高齢者を早期に発見し、適切な相談等につなげるための体制を整備する。(厚生労働省)

(2)地域における対策

保健所、精神保健福祉センターなどにおいて、心の健康問題に関する相談事業を充実する。(厚生労働省)

地方自治体の自殺関連の担当者に対してうつ・自殺対策のマニュアル、等を配布し活用を促す。(厚生労働省)

地方自治体が独自で対策を進めるに当たって、地方自治体ごとの特性(年齢層、性別、産業構造、地域性)に基づいて適切な対策をとることができるように基礎データの分析を行い、成功事例等とともに情報提供を強化する。(厚生労働省)

自殺の危険性(リスク)が高いとされるうつ病等の患者が早期に医療を受けられる体制や、精神科救急体制の整備を図る。(厚生労働省)

法的なトラブル解決への道案内が受けられる体制を全国に整備する。(法務省)

農村における高齢者福祉対策を農業協同組合やその助け合い組織等の協力を得て推進する。(農林水産省)

農山漁村における高齢者の生きがい発揮のため、ハード整備や情報インフラ整備を行うなど、快適で安心な農業環境・生活環境づくりを推進する。(農林水産省)

商工会・商工会議所等と連携し、経営の危機に直面した中小企業を対象とした相談事業、中小企業の一般的な経営相談に対応する相談事業を引き続き推進する。(経済産業省)

商工会・商工会議所等の経営相談窓口を訪れた中小企業者に対して、その経営相談にとどまることなく適切な対応が取れるよう、相談員へのメンタルヘルスについての正しい知識の普及を推進する。(経済産業省)

(3) 相談員の育成支援

自殺予防総合対策センター等で研修事業を行い、公的機関や、民間団体の相談員の資質の向上を促す。(厚生労働省)

教育相談を担当する教員の資質向上のための研修を行う。(文部科学省)

4. その他の自殺予防対策

従来から行っている自殺するおそれのある家出人に関する家出人発見活動を継続して実施する。(警察庁)

「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン(平成17年10月5日電気通信事業者団体において策定)」を踏まえた適切な措置に努めるとともに、普及啓発を推進する。(警察庁、総務省)

インターネット上の違法・有害情報に関して、プロバイダ等による自主的措置及びこれを効果的に支援する方策等について検討する。(総務省)

インターネット上にある自殺関連情報等のサイト閲覧を制限するフィルタリングソフトの無償提供や、フィルタリングソフト普及のための普及啓発セミナーの開催等を実施する。(経済産業省)

児童を自殺関連サイト等から保護することを目的として、現在パソコン向けに実現・普及しているフィルタリング機能をモバイル(携帯電話等)向けにも実現するための研究開発を推進する。(総務省)

違法・有害情報対策に関する情報モラル教育を推進する。(文部科学省)

旅客の転落防止等のために設置している鉄道駅のホームドア・ホーム柵について、技術上設置可能な箇所について整備を促進する。(国土交通省)

事業存続の可能性がある中小企業が、一時的な経営環境の悪化等の要因により安易に廃業・倒産に至らないようにするための支援を行う。(経済産業省)

都市と農山漁村の交流を通じて、農山漁村地域の住民の生きがい発見と都市部住民への癒し・安らぎの場を提供するため、グリーン・ツーリズムを推進する。(農林水産省)

倒産やリストラ等に伴う経済・生活問題について、雇用の創出・安定、中高年者をはじめ失業した場合の早期再就職支援等の総合的な雇用対策等を推進する。(厚生労働省)

WHO や諸外国が示している自殺報道のガイドライン等の収集・分析を行い、その成果を広く情報提供する。(厚生労働省)

5. 自殺未遂者のケア

民間団体とも連携し、救急病院に搬送された自殺未遂者が退院後も精神科医や相談機関によってフォローアップされる体制の充実を図る。(厚生労働省)

自殺未遂者が再び自殺をしようとならないための働きかけの方法や、民間

支援団体との連携方法について研究を強化する。(厚生労働省)

6. 自殺遺族・周囲の人のケア

自殺遺族に対するケアのあり方等について精神保健研究所等の研究機関を中心に検討する。(厚生労働省)

自殺遺児に対するケアが的確にできるよう学校教職員、スクールカウンセラーに対する研修等を行う。(文部科学省)

7. 連携

自殺対策関係省庁連絡会議を定期的を開催する。(関係省庁)

政府における各省庁の、自殺対策の担当窓口のリストを作成し、公表する。(関係省庁)

各都道府県において自殺問題を担当する部署を明確化するとともに、民間団体とも連携する自殺対策連絡協議会の設置を促す。(厚生労働省)

各都道府県において、自殺対策活動を行っている公的機関・民間団体等が互いに連絡を取ることが出来る、確かな連携体制の確立を促す。(関係省庁)

具体的な自殺の相談に対して適切に対応するため、関係団体の連絡・調整を担う自立的・中間的な民間団体の在り方等の研究を進め、その成果を普及させる。(厚生労働省)

8. 目標及び今後の推進スケジュール等

定期的を開催する自殺対策関係省庁連絡会議にて、進捗状況について報告・公表するとともに、各省庁が自らそれまでの評価を行う。(関係省庁)

2年以内を目途にすべての都道府県において自殺対策連絡協議会を設置されるよう促す。(関係省庁)

自殺率を20%減少させるための地域における対応方法及び、自殺未遂者の再企図率を30%減少させるための自殺未遂者への対応方法を5年以内に確立し、全国に展開する。(厚生労働省)

5年後の中間期を目処に中間評価を行い、その結果を以後の政府としての自殺予防対策に反映させる。(関係省庁)

以上のような種々の施策を講ずることにより、当面は、今後10年間で自殺者数を急増以前の水準に戻すこととする。

1. 「自殺予防に向けての政府の総合的な対策」の事業について(平成18年度)

事 項	担当	平成18年度の事業の概要
1. 自殺の実態分析の推進	<p>統計調査等から得られたデータを分析するとともに、予防対策に向けた必要な情報の不備を補完するための新たな調査を検討するなど、関係省庁の協力も得て、自殺の実態や要因の分析を社会的要因も含め多角的に進める。</p> <p>自殺予防における対象、方法などの介入ポイントを明確化し、地域における自殺率を減少させるための対処方法の研究を推進する。</p> <p>自殺と関連の強いと言われるうつ病等の精神疾患について、病態解明や治療法の開発などを推進する。</p>	<p>厚生労働科学研究にて、厚生労働省、警察庁が実施している調査における基礎データを収集分析するとともに、心理学的剖検をパイロット的に行う。これらの結果について、国立精神・神経センター精神保健研究所の自殺予防対策支援ページ「いきる」などを活用し、情報提供を行う。平成18年10月に同研究所に設置した「自殺予防総合対策センター」が自殺の実態や要因の分析等の研究を推進する。</p> <p>厚生労働科学研究「自殺対策のための戦略研究」にて、自殺未遂者が再企図しないための研究と地域における自殺率を減少させるための対処法を5年計画(平成17年度から平成21年度)で研究しているところ。</p> <p>厚生労働科学研究にて研究を実施している。主なものとして、以下のものがある。 ・DNAチップを用いたうつ病の診断と病態解析 ・難治性うつ病の治療反応性予測と客観的診断法に関する生物・心理・社会的統合研究 など</p>
2. 自殺予防に関する正しい理解の普及・啓発	<p>国立精神・神経センター精神保健研究所に設置予定の自殺予防総合対策センター(仮称)等を活用し、国民に対する正しい知識の普及啓発を強化するとともに、一般向けの自殺に関する情報や行政担当者等向けの自殺予防対策に関する情報の提供を拡充する。</p>	<p>国立精神・神経センター精神保健研究所の自殺予防対策支援ページ「いきる」及び平成18年10月に同研究所に設置した「自殺予防総合対策センター」などを活用し、国内外の知見を収集し、情報提供を行う。</p>
3. 相談体制等の充実 (1)ライフステージ別の対策 児童生徒	<p>学校において、体験活動を活用するなどして、児童生徒が命の大切さを実感できる教育を推進するとともに、スクールカウンセラーや、子どもと親の相談員の配置などを行い、相談体制の充実を図る。</p> <p>児童生徒の自殺の特徴や傾向などを分析しながら、自殺予防の取組の在り方について調査研究を行う。</p> <p>子どもの心の問題に対応できる医師等の養成を推進する。</p>	<p>・「豊かな体験活動推進事業」により学校での様々な体験活動を支援。 ・「スクールカウンセラー活用事業補助」「子どもと親の相談員」の配置を継続実施。</p> <p>・「児童生徒の自殺予防に向けた取組に関する検討会」において、学校現場に資する自殺予防の取組等につき調査研究を実施。</p> <p>平成17年度において実施した「子どものこころの診療医検討会」において報告された医師の養成方法に関する報告書に基づき、研修プログラムや研修テキストを作成する。</p>

	事 項	担当	平成18年度の事業の概要
労働者等	労働者に対するメンタルヘルスについての正しい知識の普及を推進するとともに、相談事業の充実を図る。	厚労	地域産業保健センターにおいて、保健所等地域の保健機関と協力し、労働者及びその家族を対象としたセミナーや相談会を実施するとともに、産業医等を対象にメンタルヘルスに関する知識、対応方法等について研修を実施しているところ。
	事業場におけるメンタルヘルス対策についての指針を公表し、その普及啓発を図るとともに、事業場に対する支援を実施する等事業場内における対策の充実を推進する。	厚労	事業場の管理監督者等に対する研修を通じて平成18年3月に策定した「労働者の心の健康の保持増進のための指針」について周知を図るとともに、事業場からの求めに応じて専門家を派遣することにより事業場への支援を実施しているところ。
	失業者に対して早期再就職支援等の各種雇用対策を推進するとともに、ハローワーク等の窓口においてきめ細かな職業相談を実施するほか、失業に直面した際に生ずる心の悩み相談など様々な生活上の問題に関する相談に対応する。	厚労	「再就職プランナーによる早期再就職支援」 会社都合等非自発的理由により離職した者や自営廃業者であって、家計の担い手である求職者に対して、再就職に向けた就職実現プランを個人毎に作成し、これに基づき個別総合的な相談援助を実施する。
高齢者	うつ状態にある高齢者を早期に発見し、適切な相談等につなげるための体制を整備する。	厚労	地域支援事業 訪問型介護予防事業 保健師等が訪問型介護予防事業の事前アセスメントのために、特定高齢者の居宅を訪問する際、認知症やうつが疑われる者については、適宜、医療機関への受診を勧奨するとともに、精神保健福祉センター等の専門機関との連携を図る。
(2)地域における対策	保健所、精神保健福祉センターなどにおいて、心の健康問題に関する相談事業を充実する。	厚労	都道府県知事・政令指定都市市長あてに障害保健福祉部長通知「自殺予防に向けての総合的な対策の推進について」(平成18年3月31日障発第0331010号)にて保健所、精神保健福祉センターでの相談事業について相談窓口の周知徹底、電子メールの活用等を含めて充実する旨を伝達済み。 国において、地域の指導者向けに地域の実情に即した効果的な精神保健施策や自殺対策等に関するための研修を行う。 都道府県等において地域精神保健従事者等に当該地域に適合した自殺対策の強化等を目的とした研修を行う。

事 項	担当	平成18年度の事業の概要
地方自治体の自殺関連の担当者に対してうつ・自殺対策のマニュアル、等を配布し活用を促す。	厚労	<p>平成16年「うつ対策推進法策マニュアル・うつ対応マニュアル」を作成し、各自治体に配布したところ。都道府県知事・政令指定都市市長あてに障害保健福祉部長通知「自殺予防に向けての総合的な対策の推進について」(平成18年3月31日障発第0331010号)にて再度、活用を促すことを依頼済み。</p> <p>国立精神・神経センター精神保健研究所の自殺予防対策支援ページ「いきる」及び平成18年10月に同研究所に設置される「自殺予防総合対策センター」にて行政担当者向け、保健医療従事者向け、労働者向けのマニュアルなどを紹介し、ダウンロード可能としている。</p> <p>平成18年10月に国立精神・神経センター精神保健研究所に設置される「自殺予防総合対策センター」にて、現場で自殺対策に取り組んでいる人が活用し安い簡易版の自殺対策のマニュアルを提供する。</p>
地方自治体が独自で対策を進めるに当たって、地方自治体ごとの特性(年齢層、性別、産業構造、地域性)に基づいて適切な対策をとることができるように基礎データの分析を行い、成功事例等とともに情報提供を強化する。	厚労	<p>厚生労働科学研究にて、厚生労働省、警察庁が実施している調査における基礎データを収集分析するとともに、心理学的剖検をパイロット的に行う。これらの結果について、自殺予防総合対策センターWebサイト「いきる」などを活用し、情報提供を行う。都道府県知事・政令指定都市市長あてに障害保健福祉部長通知「自殺予防に向けての総合的な対策の推進について」(平成18年3月31日障発第0331010号)にて各自治体が「いきる」に情報提供いただく旨依頼済み。提供された情報は「いきる」にて公開する。</p>
自殺の危険性(リスク)が高いとされるうつ病等の患者が早期に医療を受けることができる体制や、精神科救急体制の整備を図る。	厚労	<p>精神障害者の緊急時における適切な医療及び保護の機会を確保するため、精神科救急医療体制の整備を図る。</p>
法的なトラブル解決への道案内が受けられる体制を全国に整備する。	法務	<p>全国の都道府県庁所在地等に「日本司法支援センター」の地方事務所等を設置し、平成18年10月から情報提供事業等を行う。</p>
農村における高齢者福祉対策を農業協同組合やその助け合い組織等の協力を得て推進する。	農水	<p>農村における高齢者福祉事業を行う農協や助け合い組織のリーダー育成のための指導・研修等の活動を支援。</p>
農山漁村における高齢者の生きがい発揮のため、ハード整備や情報インフラ整備を行うなど、快適で安心な農業環境・生活環境づくりを推進する。	農水	<p>高齢者の生きがい発揮のために必要な施設、高齢農業者の活動、健康管理の支援に資するための施設等の整備を支援。</p>
商工会・商工会議所等と連携し、経営の危機に直面した中小企業を対象とした相談事業、中小企業の一般的な経営相談に対応する相談事業を引き続き推進する。	経産	<p>都道府県商工会連合会及び商工会議所に設置されている「経営安定特別相談室」において実施している、経営の危機に直面した中小企業者の問題解決のための相談事業を円滑かつ効果的に推進するため、全国団体が実施する指導や情報提供に対して支援を行う。</p>

	事 項	担当	平成18年度の事業の概要
	商工会・商工会議所等の経営相談窓口を訪れた中小企業者に対して、その経営相談にとどまることなく適切な対応が取れるよう、相談員へのメンタルヘルスについての正しい知識の普及を推進する。	経産	商工会・商工会議所等の経営相談窓口を訪れた中小企業者に対して、その経営相談にとどまることなく適切な対応が取れるよう、相談員へのメンタルヘルスについての正しい知識の普及を推進する。
(3)相談員の育成支援	自殺予防総合対策センター等で研修事業を行い、公的機関や、民間団体の相談員の資質の向上を促す。	厚生	厚生労働科学研究にて、厚生労働省、警察庁が実施している調査における基礎データを収集分析するとともに、心理学的剖検をパイロット的に行う。これらの結果について、国立精神・神経センター精神保健研究所の自殺予防対策支援ページ「いきる」及び平成18年10月に同研究所に設置される「自殺予防総合対策センター」などを活用し、情報提供を行う。都道府県知事・政令指定都市市長あてに障害保健福祉部長通知「自殺予防に向けての総合的な対策の推進について」(平成18年3月31日障発第0331010号)にて各自治体が「いきる」に情報提供いただく旨伝達済み。提供された情報は「いきる」等にて公開する。
	教育相談を担当する教員の資質向上のための研修を行う。	文科	・「生徒指導上の諸問題に対応するための指導者の養成を目的とした研修」において、教育相談を含めた教員の資質向上のための指導者研修を実施。
4. その他の自殺予防対策	従来から行っている自殺するおそれのある家出人に関する家出人発見活動を継続して実施する。	警察	保護者等から遺書、平素の言動その他の事情により、自殺するおそれのある家出人に係る捜索願を受理した場合は、特異家出人として速やかな発見活動を開始するなど、当該家出人の発見活動に努めている。
	「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン(平成17年10月5日電気通信事業者団体において策定)」を踏まえた適切な措置に努めるとともに、普及啓発を推進する。	警察 総務	ガイドラインに基づき、都道府県警察は、平成18年4月1日から6月30日にかけてプロバイダや電子掲示板の管理者等から開示を受けた自殺を予告する者等に関する情報を基に、インターネット上の自殺予告事案に対応し、9人の自殺を行う恐れのある者について説諭等の自殺の防止に係る措置をとる等、適切な措置に努めている。
	インターネット上の違法・有害情報に関して、プロバイダ等による自主的措置及びこれを効果的に支援する方策等について検討する。	総務	平成18年8月に公表された「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会 最終報告書」を受け、自殺関連サイト等の有害なサイトへの対応として、電気通信事業者団体による契約約款モデル条項の策定を支援する。
	インターネット上にある自殺関連情報等のサイト閲覧を制限するフィルタリングソフトの無償提供や、フィルタリングソフト普及のための普及啓発セミナーの開催等を実施する。	経産	多様なコンテンツ(性、暴力、誹謗中傷等)に対応したフィルタリングの基準の策定を進めるとともに、同基準に基づいて開発されたフィルタリングソフトの無償配付等を行う。またフィルタリングソフト関係事業者による「フィルタリングの普及啓発アクションプラン」実施との連携をはかり、セミナーの開催等普及啓発を行う。

事 項	担当	平成18年度の事業の概要
児童を自殺関連サイト等から保護することを目的として、現在パソコン向けに実現・普及しているフィルタリング機能をモバイル(携帯電話等)向けにも実現するための研究開発を推進する。	総務	児童を自殺関連サイト等から保護するため、モバイルフィルタリング技術の周知等を行うとともに、平成18年3月にフィルタリングに関係する業界団体が公表した「フィルタリングの普及啓発アクションプラン」等に基づき、関係省庁、関係事業者等と連携しつつ、メールマガジンやセミナー等を通じてフィルタリングの周知等を推進する。
旅客の転落防止等のために設置している鉄道駅のホームドア・ホーム柵について、技術上設置可能な箇所について整備を促進する。	国交	新バリアフリー法の施行に合わせ施行する新基準に、ホームドア・ホーム柵の設置を盛り込む予定 公営事業者等が行う地下鉄及びニュータウン鉄道整備の新線建設、大規模改良工事において、ホームドア・ホーム柵に対して補助を行っている。
事業存続の可能性がある中小企業が、一時的な経営環境の悪化等の要因により安易に廃業・倒産に至らないようにするための支援を行う。	経産	多種多様で地域に密着した中小企業の再生を図るため、全都道府県に設置している「中小企業再生支援協議会」で、相談から再生計画の策定支援まで、地域の金融機関など地域の総力を結集して中小企業の再生を支援する。
都市と農山漁村の交流を通じて、農山漁村地域の住民の生きがい発見と都市部住民への癒し・安らぎの場を提供するため、グリーン・ツーリズムを推進する。	農水	地域資源を活用した都市住民に魅力ある交流拠点や、都市部における市民農園等を整備。
倒産やリストラ等に伴う経済・生活問題について、雇用の創出・安定、中高年者をはじめ失業した場合の早期再就職支援等の総合的な雇用対策等を推進する。	厚労	「3. 相談体制等の充実 (1)ライフステージ別の対策 労働者等」と同様。
WHOや諸外国が示している自殺報道のガイドライン等の収集・分析を行い、その成果を広く情報提供する。	厚労	各国のガイドラインを厚生労働科学研究などで情報の収集及び分析を行い、国立精神・神経センター精神保健研究所の自殺予防対策支援ページ「いきる」及び平成18年10月に同研究所に設置される「自殺予防総合対策センター」などを活用し、情報提供を行う。
5. 自殺未遂者のケア	厚労	厚生労働科学研究「自殺対策のための戦略研究」にて、平成17年度から自殺未遂者が再企図しないための研究を進めているところ。その中で、自殺未遂者の退院後のフォローアップのあり方について検討している。また、平成18年度からの「自殺未遂者・自殺者遺族等ケアに関する研究」と「自殺未遂者・自殺者遺族等ケアに関する検討会」にて、自殺未遂者のケアについて総合的に研究・検討する。都道府県知事・政令指定都市市長あてに障害保健福祉部長通知「自殺予防に向けての総合的な対策の推進について」(平成18年3月31日障発第0331010号)にて各自治体にて、関係する団体が連携する体制を取るための「自殺対策連絡協議会」の設置を依頼済み。

事 項		担当	平成18年度の事業の概要
6. 自殺遺族・周囲の人のケア	自殺遺族に対するケアのあり方等について精神保健研究所等の研究機関を中心に検討する。	厚労	平成18年度からの「自殺未遂者・自殺者遺族等ケアに関する研究」と「自殺未遂者・自殺者遺族等ケアに関する検討会」にて、自殺未遂者のケアについて総合的に研究・検討する。 都道府県知事・政令指定都市市長あてに障害保健福祉部長通知「自殺予防に向けての総合的な対策の推進について」(平成18年3月31日障発第0331010号)にて各自治体にて、関係する団体が連携する体制を取るための「自殺対策連絡協議会」の設置を依頼済み。
	自殺遺児に対するケアが的確にできるよう学校教職員、スクールカウンセラーに対する研修等を行う。	文科	・スクールカウンセラーを配置する際に必要な連絡協議会において研修等を充実するよう依頼。
7. 連携	各都道府県において自殺問題を担当する部署を明確化するとともに、民間団体とも連携する自殺対策連絡協議会の設置を促す。	厚労	都道府県知事・政令指定都市市長あてに障害保健福祉部長通知「自殺予防に向けての総合的な対策の推進について」(平成18年3月31日障発第0331010号)にて各自治体にて、自殺問題を担当する課を明確化することを伝達し、精神保健研究所の「いきる」にて公開中。また、関係する団体が連携する体制を取るための「自殺対策連絡協議会」の設置を促しているところ。
	具体的な自殺の相談に対して適切に対応するため、関係団体の連絡・調整を担う自立的・中間的な民間団体の在り方等の研究を進め、その成果を普及させる。	厚労	平成18年度からの「自殺未遂者・自殺者遺族等ケアに関する研究」と「自殺未遂者・自殺者遺族等ケアに関する検討会」にて、自殺未遂者のケアや自殺者遺族等のケアについて総合的に研究・検討する。この中で、民間団体のあり方についても検討する。

2. 「自殺予防に向けての政府の総合的な対策」以外の取組について(平成18年度)

省庁名	取組	取組の概要
警察庁	「ホットライン」業務の外部委託	インターネット上の違法・有害情報に関する通報を受け付け、違法情報については警察に通報するとともに、プロバイダ等に削除依頼を実施し、有害情報(人を自殺に誘引・勧誘する情報を含む。)についてはプロバイダ等に契約約款等に基づく削除等の措置を依頼する「ホットライン」業務を外部委託し、本年6月から「インターネット・ホットラインセンター」の運用を開始した。
法務省	「子ども人権SOSミニレター」による相談・救済活動	「いじめ」や児童虐待等の子どもをめぐる人権問題については、被害者である子ども自身も身近な人に相談しにくいといった状況がある。そこで、子どもが発する信号をいち早くキャッチするため「子ども人権SOSミニレター」を作成し、学校の児童・生徒に配布する。当該児童・生徒から法務局・地方法務局に送付されたミニレターについては、法務局職員と人権擁護委員が手紙又は電話により返答することにより、自殺予防及び子どもの人権問題の解決に当たる。
厚生労働省	自殺予防に向けた相談体制の充実と人材育成	「いのちの電話」において、フリーダイヤルによる自殺予防相談の実施や相談員の研修などを行う。
金融庁	金融サービス利用者からの相談対応	金融サービス利用者の利便性の向上を図るとともに、寄せられた情報を金融行政に有効活用するため、17年7月に開設した「金融サービス利用者相談室」において金融サービス利用者からの質問・相談・意見等に一元的に対応する。
	学校における金融知識普及のための副教材・パンフレット改訂・配布	当庁作成の学校教育向け副教材・パンフレットを小中高校に広く配布し、学校教育段階において金融知識の普及を図る。19年度においては、金融取引に関する基礎的知識・理解のさらなる向上、トラブル防止の観点から、副教材・パンフレットの改訂を予定。
	中小企業金融の円滑化への対応	シンポジウムや業界団体との意見交換会等を通じ、中小企業金融の円滑化等について周知・要請を行う。
	貸金業の規制等に関する法律等の改正	多重債務者対策として、貸金業の規制等に関する法律等の改正を行う。